

# 1 地域づくりへの支援

## ■自治会（コミュニティ）

### 1-1 コミュニティ活動

新しく自治会が出来たので、地域の連帯を図るため、夏祭りを行いたいのですが、区民の寄付ではお金が足りません。また集会所横に公園も整備したいのですが、建設費用を助成してくれる事業はないでしょうか。

#### ●こういう制度があります。

（財）自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）」があります。お祭りの道具や公園整備など自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な施設や設備について、1件100万円～250万円の範囲で助成が受けられます。

#### ●どこに相談すればいいの。

市町村又は地方事務所地域政策課、県総務部市町村課にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

毎年9月～11月頃に自治会等が所在する市町村の担当課に申請書類を提出してください。

#### ●対象者は。

市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織です。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は、不採択になることがあります。

#### ●他にはありませんか。

「(財)長野県市町村振興協会」(電話：026-234-3611)が実施する「コミュニティ助成事業」があります。(財)自治総合センターの「コミュニティ助成事業」とほぼ同様の内容になります。

● コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）

このような活動をしたとき				問い合わせ
	具体例	対象者	限度額	
健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等	自治会・町内会などのコミュニティ組織、市町村  ※対象外 趣味や芸術サークル、宗教関連、観光・福祉・自然保護などの目的で組織されたボランティア団体	100万円 ～ 250万円	市町村  地方事務所 地域政策課  県総務部 市町村課
生活安全の確保の推進	防犯灯等			
生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等	芝刈機、除雪機等			
お祭り、運動会、ピクニックその他コミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、各種用具等			
文化・学習活動	視聴覚機器、調理用機器、天体望遠鏡、イス・テーブル等			
体育・レクリエーション活動	照明施設、スポーツ用具、遊具、コミュニティ公園、広場等			
その他コミュニティ活動	コミュニティ掲示板、屋外放送設備等			



## 自治会（コミュニティ）

### 1-2 集会所の建設

自治会の集会所が老朽化していて、みんなで積立てをしています。なかなか建設費用を捻出する金額にはなりません。助成事業はありませんか。

#### ● こういう制度があります。

（財）自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）」があります。

建設費の総額の5分の3（上限は1,500万円）まで助成が受けられます。

主に新築が対象となりますが、主要構造部について行う大規模な修繕は対象になります。（土地の取得・造成、既存施設の購入・撤去・解体、外構工事に要する経費は対象外です。）

#### ● どこに相談すればいいの。

市町村又は地方事務所地域政策課、県総務部市町村課にご相談ください。

#### ● 申込みの時期はいつですか。

毎年9月～11月頃に自治会等が所在する市町村の担当課に申請書類を提出してください。

#### ● 対象者は。

市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織です。

#### ● 必ず助成してくれるのですか。

採択されるのは、毎年県内で3件程度です。要望が多い場合は、不採択になることがあります。

## ■自治会（コミュニティ）

### 1-3 野生鳥獣被害と集落維持

野菜を作っても、シカが来て食い荒らしてしまいます。このままでは、どうにもなりません。みんなで話し合っって自ら被害防除に取り組む自主防衛体制を作りたいと思います。県でアドバイスや支援をしてくれませんか。

#### ●こういう制度があります。

「野生鳥獣総合管理対策事業」、「野生鳥獣被害総合対策事業」があります。

追い払いや捕獲の実施、防護柵の設置、緩衝帯の造成などの取り組みについて支援する事業で、対策に必要な経費の一部が補助（補助率は事業により異なります。）されます。

#### ●どこに相談すればいいの。

各地域に、野生鳥獣被害に関する総合窓口として「野生鳥獣被害対策チーム」が設置されており、「集落ぐるみ」で行う被害防除の体制づくりから実施までのアドバイスや支援も行いますので、ご活用ください。

「野生鳥獣被害対策チーム」は、地方事務所林務課、農政課、農業改良普及センターが構成メンバーになっていますので、最寄りの課所にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

事業については、通常は実施する前年度に募集します。詳細については「野生鳥獣被害対策支援チーム」にご相談ください。

#### ●対象者は。

市町村、地域被害対策協議会等（実施メニューによって事業主体が異なります）です。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成になります。

## ■環境

### 2-1 河川愛護

私の住む町に流れている川に、雑草が茂ったり、ゴミが捨てられたりしているのが気になります。河川美化に取り組むには、どのような方法がありますか。

#### ● こういう活動に係わってもらえませんか。

県では、身近な河川を、住民自ら美化する活動等を行っていただく「河川愛護会」結成のお手伝いをしています。また、愛護会の皆様の活動中の事故等に対応するため、傷害保険料の負担や、愛護活動費の一部を負担しています。

平成 22 年度には、814 団体、延べ約 178,000 人の皆様に活動していただきました。

#### ● どこに相談すればいいの。

建設事務所へご相談ください。

#### ● 申込みの時期はいつですか。

随時、建設事務所で受け付けています。

#### ● 要件は。

申請する場合は、市町村、自治会、住民団体などで河川愛護会を結成し、規約を定めていただく必要があります。また、既に、身近なところに河川愛護会が結成されているかもしれませんので、詳しくは建設事務所にご相談ください。

#### ● 他にもありますか。

アレチウリなど外来植物の駆除や河川環境美化などの活動の内容や、それに対する県・市町村による支援内容を、住民団体・企業などと県・市町村との間で、契約により定めて行う「川のアダプトプログラム」があります。アダプトプログラムへの参加を希望される方は、建設事務所へご相談ください。

また、県ではブラックバス等の外来魚を駆除する自治会や住民団体に対し、その経費の一部を補助しています。例えば、ため池の水を抜きブラックバス等を駆除する際に、ブラックバス等が下流へ流出しないようにするための網の購入も補助の対象となります。希望される方は、地方事務所農政課へご相談ください。

## ■環境

### 2-2 道路愛護

私の家の前を通っている県道には、ハナミズキが植えられています。毎年、5月頃、鮮やかなピンク色の花を咲かせます。この街路樹をみんなで大切にしていきたいと思いますが、他の地域ではどのような取り組みをしているのでしょうか。

#### ●こういう活動があります。

県では、地域の住民団体、企業又は学校で自主的に行っていただいている道路美化活動などに対して、県・市町村と活動内容や活動場所について協定を結んでいただき、ゴミ袋、清掃道具などの貸し出し等の支援（「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」）を行っています。

平成23年3月末までに、県・市町村と244団体が協定を結び、自主活動が続けられています。

また、このほかにボランティア活動として「信州ロード観察隊員」も募集しています。

これは、通勤や仕事などで国道や県道を通行し、道路の異常を発見したとき、お近くの建設事務所まで情報提供をいただくものです。

#### ●どこに相談すればいいの。

建設事務所へご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

随時、建設事務所で受け付けています。

（信州ロード観察隊は毎年6～7月に受け付けています。）

#### ●要件は。

申請する場合は、ある程度継続した活動をお願いしています（目安として年6回程度）。なお、建設事務所へ申請いただき、その後、活動内容や活動区間を決め、協定を結ぶ手続きがあります。

## ■環境

### 2-3 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成23年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
セブン-イレブン みどりの基金	公募助成、 地域活動支援	環境保全活動、美化活動等	<a href="http://www.7midori.org/index.html">http://www.7midori.org/index.html</a>
独立行政法人環境 再生保全機構	地球環境基金 助成金	国内外の民間団体が行う環境保全 活動	<a href="http://www.erca.go.jp/jfge/index.html">http://www.erca.go.jp/jfge/index.html</a>
公益財団法人 日立環境財団	環境 NPO 助成	「環境と経済との調和」または「環境 と科学技術との調和」に資する活動	<a href="http://www.hitachi-zaidan.org/kankyo/works/work03.html">http://www.hitachi-zaidan.org/kankyo/ works/work03.html</a>
財団法人 日本環境協会	藤本倫子環境 保全活動助成 基金	環境教育や地域の環境保全活動	<a href="http://www.jeas.or.jp/activ/prom_01_00.html">http://www.jeas.or.jp/activ/prom_01_00 .html</a>
	東京ガス環境お うえん基金	地域と地球の環境問題解決および 持続可能な社会実現のため積極的 かつ継続的な取り組み	<a href="http://www.jeas.or.jp/activ/prom_02_00.html">http://www.jeas.or.jp/activ/prom_02_00 .html</a>
一般財団法人 自然公園財団	公益信託自然 保護ボランティア アファンド活動 助成	国立公園及び国定公園の自然保護 上、重要な地域における自然環境の 保全に資する実践的活動で地域の 理解や参加協力を得られる広範なボ ランティア活動	<a href="http://www.bes.or.jp/information/fund.html">http://www.bes.or.jp/information/fund. html</a>
全労済	全労済地域貢 献助成事業 (環境分野)	地域の自然環境を守る活動、循環 型地域社会を作るための活動及び 地域の自然や環境の大切さを学ぶ ための活動	<a href="http://www.zenrosai.coop/torikumi/joseijigyou/index.php">http://www.zenrosai.coop/torikumi/jos ejigyou/index.php</a>
長野県地球温暖 化防止活動推進 センター	地球温暖化防 止活動実践普 及事業補助金	地球温暖化防止に資する環境保全 活動	<a href="http://www.dia.janis.or.jp/~nccca/shien/jissen_hojyokin.htm">http://www.dia.janis.or.jp/~nccca/shien /jissen_hojyokin.htm</a>
トヨタ自動車(株)	トヨタ環境活動 助成プログラム	身近な環境を保全するための、地域 に根ざした実践的な草の根活動	<a href="http://www.toyota.co.jp/jpn/sustainability/social_contribution/environment/ecogrant/">http://www.toyota.co.jp/jpn/sustainabil ity/social_contribution/environment/ec ogrant/</a>
公益財団法人 日野自動車グリー ンファンド	助成事業	都市並びにその周辺に残された自然 環境の保全等様々な環境緑化、 自然保護に関わる活動	<a href="http://www.hino-global.com/j/csr/greenfund/greenfund_index.html">http://www.hino-global.com/j/csr/gree nfund/greenfund_index.html</a>
花王(株) 財団法人都市緑 化機構	花王・みんなの 森づくり活動	身近な森を守り、育てる住民活動 (「森づくり活動」)及び身近な緑を活 用し子どもたちに緑との触れ合いの 機会を創出する活動(「環境教育活 動」)	<a href="http://www.kao.com/jp/corp_csr/social_activities_00_00.html">http://www.kao.com/jp/corp_csr/social activities_00_00.html</a>

公益財団法人 損保ジャパン環境財団	環境保全プロジェクト助成	「自然保護」「環境教育」「リサイクル」等の分野での実践的活動	<a href="http://www.sjef.org/project/index.html">http://www.sjef.org/project/index.html</a>
公益社団法人 日本河川協会	きれいな川と暮らそう基金助成	川や水辺で活動を行っている学校や市民団体に対し、活動資金を助成	<a href="http://www.japanriver.or.jp/kireinakawa/">http://www.japanriver.or.jp/kireinakawa/</a>
公益財団法人 イオン環境財団	環境活動助成	国内の森林再生のための活動(基本テーマに沿った活動)	<a href="http://www.aeon.info/ef/jp/ngo/index.html">http://www.aeon.info/ef/jp/ngo/index.html</a>

上記以外にもいろいろな助成事業があります。  
民間助成金ガイド (<http://www.jfc.or.jp/search/guide.html>) から分野別検索などができますのでご活用ください。



## ■安全・安心

### 3-1 事故・災害防止

毎日、川沿いを散歩しています。大雨が降ると水の勢いに驚くこともあります。私が毎日、観察している川の情報を役に立てることはできませんか。

また、せっかく護岸工事がされた小さな沢が土砂や草で埋もれ、ゴミがたまっていることがあります。私たちが草刈りや清掃をしてもよいのでしょうか。

#### ●こういう活動があります。

県では、県の管理する河川の異常に関する通報を、随時県民から受け付けています。特に、定期的な情報提供が可能な方には、ボランティア活動として、「河川モニター」に委嘱し、通報していただいています。定期的な情報提供が可能な方は、お近くの建設事務所へお問い合わせください。

また、住民の皆様が、県が管理する砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の草刈りや土砂の除去などに取り組まれる場合、必要な草刈り機、チェーンソー等草刈り及び倒木処理に必要な機器の燃料費、伐木等のゴミ運搬費及び処分費など県が一部を負担（「砂防等施設維持管理ボランティア活動支援事業」）しています。

#### ●どこに相談すればいいの。

建設事務所又は砂防事務所へご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

随時、建設事務所又は砂防事務所で受け付けています。

（河川モニターは毎年3月に受け付けています。）

#### ●要件は。

「河川モニター」は、原則2名一組で担当区間の河川のモニターをしていただきます（参加の申し込みは、1名でできます）。委嘱任期は、原則として1年間です。

「砂防等施設維持管理ボランティア活動支援事業」に申請する場合は、市町村、自治会、自治体、住民団体、企業又は学校など、活動仲間が必要です。そして、建設事務所又は砂防事務所で申請いただき、その後、活動範囲を決め、県と確認書を取り交わす手続きがあります。

## ■安全・安心

### 3-2 自主防災組織の活動

地域を災害から守るために、自主的に防災組織を結成しました。私たちの活動を支援してくれる事業はありますか。

#### ● こういう制度があります。

(財)自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業)」があります。災害の被害防止活動やヘルメット、担架、救急箱等の購入費などについて、1件30万円~200万円の範囲で助成が受けられます。

#### ● どこに相談すればいいの。

市町村又は地方事務所地域政策課、県総務部市町村課にご相談ください。

#### ● 申込みの時期はいつですか。

毎年9月~11月頃に自主防災組織が所在する市役所又は町村役場の担当課に申請書を提出してください。

#### ● 対象者は。

市町村又は市町村が認める自主防災組織です。

#### ● 必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は、不採択になることがあります。

#### ● 他にはありませんか。

「(財)長野県市町村振興協会」(電話:026-234-3611)が実施する「コミュニティ助成事業」があります。(財)自治総合センターの「コミュニティ助成事業」とほぼ同様の内容になります。



## ■安全・安心

### 3-3 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成 23 年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
防災教育チャレンジプラン実行委員会	防災教育チャレンジプラン	防災教育の新しい試み、アイデアによる活動	<a href="http://www.bosai-study.net/boshu/index.html">http://www.bosai-study.net/boshu/index.html</a>
一般財団法人ハウジングアンドコミュニティ財団	住まいとコミュニティづくり活動助成	安全で安心して暮らせる地域の実現をめざした活動	<a href="http://www.hc-zaidan.or.jp/josei/index.html">http://www.hc-zaidan.or.jp/josei/index.html</a>

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

民間助成金ガイド (<http://www.jfc.or.jp/search/guide.html>) から分野別検索などができますのでご活用ください。



## ■健康・福祉

### 4-1 老人クラブ

私たちの老人クラブは、花壇の整備やこどもの見守りといった奉仕活動や一人暮らしの高齢者との交流を行い、地域の福祉づくりに頑張っています。私たちの活動に支援してもらえませんか。

#### ●こういう制度があります。

「高齢者地域支えあい支援事業」があります。

これは、高齢者による地域づくりの促進と、明るい長寿社会の実現を目指して老人クラブ（単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会）が行う社会奉仕や相互扶助等の活動に対して市町村が補助する場合、その3分の2を県が支援するものです。平成22年度は、1,606の単位クラブへ支援しました。

#### ●どこに相談すればいいの。

市町村又は保健福祉事務所福祉課、県健康福祉部健康長寿課にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

市町村により異なります。

#### ●募集は。

市町村が募集します。

#### ●対象者・要件は。

市町村老人クラブ連合会又は会員30人以上の老人クラブで、市町村から補助を受けている団体です。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成となります。



## ■健康・福祉

### 4-2 宅幼老所の開設

地域で、高齢者・障害者のお世話をしたいと思います。

地域で空き家を探し、改修して宅幼老所として事業を立ち上げたいのですが、どう進めたらよいですか。

また、こういった改修への助成事業はありませんか。

#### ●どう進めたらよいですか。

高齢者・障害者が住み慣れた地域の中で、NPO法人等が家庭的な雰囲気のもと、ニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供する、民家改修型等の宅幼老所の開設を支援しています。

開設を希望されている方は、まず、設置したい市町村高齢者担当や保健福祉事務所福祉課、県健康福祉部健康長寿課介護支援室にご相談ください。

<よくある相談>

- ・ 宅幼老所開設にあたり施設を見学したいのですが、紹介してもらえませんか。
- ・ 宅幼老所はどのような事業を行うところですか。
- ・ 認可等は必要ですか。また、介護保険制度について教えてください。

#### ●助成制度がありますか。

「地域福祉総合助成金交付事業」の中に「宅幼老所等整備事業」があります。

市町村と県とで750万円を上限に助成を行っており、県はその2分の1以内を補助するものです。

平成22年度は、県内3市町村へ支援しました。

#### ●対象者・要件は。

NPO法人、営利法人などで、既存施設を活用して、宅幼老所を立ち上げる方です。

#### ●助成の際の窓口はどこですか。

市町村又は保健福祉事務所福祉課、県健康福祉部健康長寿課介護支援室にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

市町村により異なります。

#### ●募集は。

市町村が募集します。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成になります。

## ■健康・福祉

### 4-3 障害者支援

障害者やその家庭を地域で支えたいと思います。まず、始めに休日に障害者の方に声をかけて交流事業を行いたいと思いますがその費用を支援してくれる事業はありますか。

#### ●こういう制度があります。

「地域福祉総合助成金交付事業」の中に「障害者余暇活動支援事業」があります。週末等に、障害者に余暇活動の場の提供や相談支援を行うことで、障害者の余暇の充実を図るとともに社会参加を促進するためのボランティア活動等を支援するものです。事業費の上限は事業内容により10万～30万円で、市町村が助成する額の2分の1を県が支援します。

#### ●どこに相談すればいいの。

市町村又は保健福祉事務所福祉課、県健康福祉部障害者支援課にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

市町村により異なります。

#### ●募集は。

市町村が募集します。

#### ●対象者は。

NPO法人、非営利の福祉活動を行っているボランティア団体及び社会福祉法人等です。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

予算の範囲内での助成になります。

#### ●他にはありますか。

障害児（者）を家庭において一時的に介護できない場合等に、あらかじめ登録した登録介護者（社会福祉法人、民間団体、近隣、知人）が、時間単位で介護サービスを提供し、かかった経費に対して県が支援する事業（「心身障害児（者）タイムケア事業」）があります。平成22年度には、59市町村へ支援しました。詳細は市町村へ問い合わせください。

## 健康・福祉

### 4-4 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成23年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
NHK厚生文化事業団	わかば基金	地域に根ざした福祉活動を進めているグループの活動	<a href="http://www.npwo.or.jp/wakaba/">http://www.npwo.or.jp/wakaba/</a>
公益財団法人 大和証券福祉財団	ボランティア活動等助成	在宅老人、障がい児・者、児童問題等に対するボランティア活動	<a href="http://www.daiwa-grp.jp/dsf/grant/outline.html">http://www.daiwa-grp.jp/dsf/grant/outline.html</a>
公益財団法人 太陽生命厚生財団	事業助成及び研究助成	在宅高齢者または在宅障害者等のために福祉活動や文化活動事業及び老人保健、生活習慣病または高齢者福祉に関する研究・調査	<a href="http://www.taiyolife-zaidan.or.jp/promotion_recruitment/index.html">http://www.taiyolife-zaidan.or.jp/promotion_recruitment/index.html</a>
ファイザー(株)	ファイザープログラム	心とからだのヘルスケアに関する市民活動・市民研究活動	<a href="http://www.pfizer.co.jp/pfizer/company/philanthropy/pfizer_program/index.html">http://www.pfizer.co.jp/pfizer/company/philanthropy/pfizer_program/index.html</a>
公益財団法人 キリン福祉財団	キリン・シルバー「力(ちから)」応援事業	高齢者が、地域のために、その知識・技術・経験を活かそうというボランティア活動	<a href="http://www.kirin.co.jp/foundation/koubou2011p/kobosilver.html">http://www.kirin.co.jp/foundation/koubou2011p/kobosilver.html</a>

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

民間助成金ガイド (<http://www.jfc.or.jp/search/guide.html>) から分野別検索などができますのでご利用ください。



## ■生涯学習・青少年育成

### 5-1 生涯学習

生涯学習や青少年育成指導に関する県の講座や情報を教えてください。

#### ● こういう制度があります。

#### ● 各種講座のご案内

名称	対象者	問い合わせ
<b>生涯学習推進講座</b>  住民が主役の地域づくりを推進するために、理念や協働の方策、ノウハウを、県内外の事例や講義、ワークショップを通して学ぶことができます。	公民館関係者、社会教育指導員、市町村担当者、生涯学習推進に関心のある方など	長野県生涯学習推進センター 又は 県教育委員会文化財・生涯学習課  各講座の詳細については、 長野県生涯学習推進センター ( <a href="http://www.nagano-c.ed.jp/shogai/">http://www.nagano-c.ed.jp/shogai/</a> ) をご活用ください。
<b>家庭幼児教育講座</b>  いじめや不登校など今日的課題を取り上げながら、地域が一体となった子育て支援のあり方や親の役割を考えるとともに、乳幼児期に必要な子どもの体験活動について最新の指導法を学ぶことができます。	P T A 関係者、公民館関係者、市町村保育担当者、子育て支援ボランティア、子育て・幼児教育に関心のある方など	
<b>フォーラム・セミナー</b>  地域における男女共同参画をどのように進めていけば良いのか、障害者に対する理解の促進などの現代的課題について事例や講義、演習を通して学ぶことができます。	社会教育指導員、公民館関係者、市町村担当者、各テーマに関心のある方など	
<b>P T A 指導者研修</b>  講演、討議、演習等を通して P T A 活動の充実に向けての知識などを学ぶことができます。	P T A 役員等、指導的立場の方	

## ■生涯学習・青少年育成

### 5-2 青少年育成

自治会で「親子スポーツ教室」を開催したいと思います。助成事業はありませんか。

#### ●こういう制度があります。

(財)自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業(青少年健全育成助成事業)」があります。親子参加型のスポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動、その他コミュニティイベントなどについて、1件30万円～100万円の範囲で助成が受けられます。

#### ●どこに相談すればいいの。

市町村又は地方事務所地域政策課、県総務部市町村課にご相談ください。

#### ●申込みの時期はいつですか。

毎年9月～11月にコミュニティ組織が所在する市町村の担当課に申請書を提出してください。

#### ●対象者は。

市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織です。

#### ●必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は不採択になることがあります。

※ なお、小・中・高校生を対象とした全国大会開催への助成として、(財)地域活性センターの支援事業があります。(後項の6-2(P21)をご覧ください。)



## ■生涯学習・青少年育成

### 5-3 その他

他に助成制度はありますか。

紹介をしたもの以外にも、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成23年度に実施している助成事業について紹介いたします。

詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
(社)生命保険協会	子育て家庭支援団体に対する助成	団体が行う就学前の子どもの保護者等(妊婦含む)を対象にした学習会活動や相談活動、情報提供活動、交流活動	<a href="http://www.seiho.or.jp/social/home/home01.html">http://www.seiho.or.jp/social/home/home01.html</a>
全労済	全労済地域貢献助成事業(子ども分野)	子どもたちの豊かな遊び場をつくる活動や子どもたちが交流し学びあえる場をつくる活動	<a href="http://www.zenrosai.coop/torikumi/joseijigyou/index.php">http://www.zenrosai.coop/torikumi/joseijigyou/index.php</a>
パナソニック(株)	Panasonic NPO サポート ファンド(子ども分野)	子どもたちの健やかな育ちを応援するNPOの組織診断事業	<a href="http://panasonic.co.jp/cca/pnsf/npo_mina.html">http://panasonic.co.jp/cca/pnsf/npo_mina.html</a>
財団法人 伊藤忠記念財団	子ども文庫助成事業	子ども達の読書啓発活動	<a href="http://www.itc-zaidan.or.jp/zaidan_gyomu.htm">http://www.itc-zaidan.or.jp/zaidan_gyomu.htm</a>
安藤スポーツ・食文化振興財団	トム・ソーヤスクール企画コンテスト	子ども達の参加する自然体験活動の企画案を公募し、ユニークで創造性に富んだ新しい企画に支援金を授与	<a href="http://www.ando-zaidan.jp/html/sizen_02.html">http://www.ando-zaidan.jp/html/sizen_02.html</a>
公益財団法人 キリン福祉財団	キリン・子ども「力(ちから)」応援事業	子どもたち自らの力を引き出すことを目的に、子どもの発想から生まれ、子どもが主体となって実施する活動	<a href="http://www.kirin.co.jp/foundation/koubou2011p/kobo-s.html">http://www.kirin.co.jp/foundation/koubou2011p/kobo-s.html</a>
	子育て公募助成	“地域”“子育て”“ボランティア”をキーワードとして、地域における、子どもに関わる幅広い活動	<a href="http://www.kirin.co.jp/foundation/koubou2011/index.html">http://www.kirin.co.jp/foundation/koubou2011/index.html</a>
独立行政法人 国立青少年教育振興機構	子どもゆめ基金	子どもの健全な育成を図ることを目的に行われる、子どもを対象とした体験活動や読書活動、子どもを対象とした体験活動や読書活動を支援する活動、子ども向け教材開発・普及活動	<a href="http://yumekikin.niye.go.jp/">http://yumekikin.niye.go.jp/</a>
公益財団法人 博報児童教育振興会	博報賞(教育活性化部門)	多様な場における教育の改革を促進する実践・指導・研究	<a href="http://www.hakuhodo.co.jp/foundation/prize/">http://www.hakuhodo.co.jp/foundation/prize/</a>

WAM 独立行政法人福祉医療機構	社会福祉振興助成事業 (地域連携活動支援事業)	地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉制度の対象外のニーズその他地域の多様な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業	<a href="http://hp.wam.go.jp/guide/jyosei/tabid/176/Default.aspx">http://hp.wam.go.jp/guide/jyosei/tabid/176/Default.aspx</a>
------------------	----------------------------	--	---

上記以外にもいろいろな助成事業があります。  
 民間助成金ガイド (<http://www.jfc.or.jp/search/guide.html>) から分野別検索など  
 ができますのでご活用ください。



## ■文化・交流

### 6-1 地域資源の活用

私の町は、中山道の宿場町としての面影を色濃く残しています。この特色ある地域を広くPRし、地域活性化が図れればと思います。活用できる事業はありますか。

#### ● こういう制度があります。

(財)自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業(活力ある地域づくり支援事業)」があります。地域に存在する自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として、積極的な活用を図るために実施する特色あるソフト事業に対して200万円まで助成が受けられます。

#### ● どこに相談すればいいの。

市町村又は地方事務所地域政策課、県総務部市町村課にご相談ください。

#### ● 申込みの時期はいつですか。

毎年9月～11月頃に市町村の担当課に申請書を提出してください。

#### ● 対象者は。

市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会です。

#### ● 必ず助成してくれるのですか。

要望が多い場合は不採択になることがあります。



## ■文化・交流

### 6-2 その他

他に助成制度はありますか。

- （財）地域活性化センターの支援事業があります。

このような活動をしたとき				ここへ
内 容	事業名	対象者	限度額	
小・中・高校生が参加する全国スポーツ大会の開催	スポーツ拠点づくり推進事業 (H17～22 全国で 65 件選定)	市町村	・対象事業費の 10/10 ・上限は 500 万円	地方事務所地域政策課  県総務部市町村課
公共スポーツ施設等利用システム整備、特色あるソフト事業	公共スポーツ施設等活性化助成事業 (H22 全国で 23 件採択)	市町村、広域連合、一部事務組合など	・対象事業費の 10/10 以内 ・上限システム 800 万円 ソフト 100 万円	
コミュニティが主体となって実施する地域の活性化イベント	地域イベント助成事業 (H22 全国で 55 件採択)	市町村	・対象事業費の 10/10 ・上限は 100 万円	
地域団体や市町村が自主的・主体的に実施する移住・交流事業	移住・交流推進支援事業 (H22 全国で 25 件採択)	市町村	・対象事業費の 10/10 ・上限は 200 万円	
市町村等が地域づくりに関して助言を行う専門家を招聘するための経費	地域づくりアドバイザー事業 (H22 全国で 54 件採択)	市町村、広域連合、一部事務組合など	・上限は 20 万円	
住民組織等が、自主的・主体的に実施する地域活性化に向けた取り組み	合併市町村住民組織活性化支援事業 (H22 全国で 35 件採択)	平成 11 年度以降に合併した市町村及び当年度合併予定市町村	・対象事業費の 10/10 ・上限は 200 万円	

## ■NPO

### 7-1 NPO への支援

NPOを立ち上げて、活動を広げていこうと考えています。NPO を対象に支援してくれるものはありますか。

#### ● こういう制度があります。

県庁には、NPO 活動を推進する窓口として、県企画部県民協働・NPO課があり、NPO活動の環境整備を行っています。

NPO法人設立をお考えの方は、お気軽にご相談ください。

【相談窓口】長野県企画部県民協働・NPO課 電話 026-235-7189,7190

NPO・ボランティア情報 <http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/menu.htm>

#### ● NPO 支援事業

名称	内容	対象者
新しい公共支援・推進事業 (平成 23・24 年度の2年間実施予定)	<p>◎新しい公共の場づくりのためのモデル事業 NPO等、企業、行政などの多様な担い手が協働して地域の諸課題の解決に当たる先進的取組みを支援します。</p> <p>●対象団体</p> <p>① 県内の市町村(NPO等と県及び市町村が連携して実施主体となること)</p> <p>② NPO等と県及び県内の市町村を構成員に含む協議体</p> <p>●補助率等 10/10 以内(事業ごとの上限額は 1,000 万円、下限額は 100 万円)</p> <p>◎NPO人材育成事業 シニア層・団塊世代や現役世代の人たちが専門知識や技術を活かして、NPOにおいて活躍できるよう、人材育成の専門講座を開催します。</p> <p>●H 2 3 講座内容(予定) 下記のテーマ1つあたり6時間の講座を県内2会場で開催予定。</p> <p>①NPO法解説と長野県のNPOの現状 ②現代社会とNPOの役割 ③NPOと企業の相違点 ④NPOのマネジメント ⑤NPOと行政、企業の協働 ⑥NPOからの活動報告とグループワーク ⑦実習 I</p>	市町村、協議体、県民

	<p>⑧実習Ⅱ ⑨実習Ⅲ</p>	
<p><b>NPOバンク支援事業</b></p> <p>市民がNPOを支える仕組みとして創設された「NPOバンク」に対し、県は貸付原資の一部として資金提供しています。</p>	<p>NPOバンクは、一般金融機関の融資対象となりにくい活動実績のないNPOの立ち上げ資金等の融資を行っています。</p> <p>【NPOへの融資制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主体：特定非営利活動法人NPO夢バンク</li> <li>●融資対象：県内に主たる事務所を置くNPO</li> <li>●上限：300万円 (立ち上げ資金は、原則100万円以内)</li> <li>●融資期間：3年以内</li> <li>●金利：年利2%以上～3%以下</li> <li>●用途：立ち上げ資金(設備資金を含む)、運転資金</li> </ul>	<p>長野県内に主たる事務所を置くNPO (法人格の有無は問いません)</p>
<p><b>NPO運営セミナー</b></p> <p>NPOの活動基盤・マネジメント力等の強化を図り、新しい公共の担い手となる団体を育成することを目的とした講座を開催します。</p>	<p>NPOの運営に関する基礎的な知識の習得を目的とする基礎セミナーと、NPOの運営実務を集中的に学びスキルアップする専門的なエキスパート講座の2講座を開催します。</p> <p>●H23講座内容</p> <p>下記のテーマの講座を、基礎セミナーは県内4会場、エキスパート講座は県内2会場で開催。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①NPOの諸形態</li> <li>②会計・税務</li> <li>③経営マネジメント</li> <li>④資金調達と事業評価・改善</li> <li>⑤法人PR・情報発信力</li> <li>⑥事業企画力助成金の活用</li> <li>⑦その他</li> </ol>	<p>NPO法人等</p>

**●NPOの活動をもっと県民の皆さんに知ってほしいのですが。**

広く県民の皆さんにNPOを理解していただくため、長野県公式ホームページで、NPO活動の紹介やイベントのお知らせなどを行っています。(長野県NPO・ボランティア情報コーナー <http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/np0/menu.htm>)

## ■活動場所

### 8-1 施設の利用

まちづくりについて研究しています。いつも近くの公民館などを利用しておりますが、他の団体の活用も多く場所の確保が大変です。県の施設でも利用できる場所はありますか。

### ●こういう施設があります。

県が管理する以下の施設をご利用いただけます。詳細につきましては、直接各施設へお問い合わせ、申し込みください。

名称	所在地	室名	収容（人）	利用対象者	申請時 (使用日から)	利用料
佐久勤労者 福祉センター	佐久市佐久平駅南 4-1 TEL 0267-67-7451	講堂・音楽室・情報研 修室・視聴覚室・文化 教養室・会議室	最大 450 人 最小 15 人	県民等	随時(講堂1年 前、その他4ヶ 月前)	利用料 は お 問 い 合 わ せ く だ さ い
伊那勤労者 福祉センター	伊那市伊那 5834-8 TEL 0265-78-5010	会議室 体育館	20 人	県民等	随時(1年前)	
飯田勤労者 福祉センター	飯田市東栄町 3,108-1 TEL 0265-22-7494	研修室・音楽室・視聴 覚室・和室・体育館	最大 150 人 最小 20 人	県民等	随時(2ヶ月前)	
木曾勤労者 福祉センター	上松町上松 159-4 TEL 0264-52-2736	講堂・音楽室・会議 室・和室	最大 360 人 最小 20 人	県民等	随時(2ヶ月前)	
松本勤労者 福祉センター	松本市中央 4-7-26 TEL 0263-35-6286	会議室・音楽室・図書 室・教養室	最大 300 人 最小 15 人	県民等	随時(大会議室 6ヶ月前、その 他2ヶ月前)	
長野県社会福 祉総合センタ ー	長野市若里 7-1-7 TEL 026-227-5201	講堂・音楽室・研修 室・談話室・会議室	最大 300 人 最小 45 人	社会福祉 団体等	随時	
戸倉野外趣味 活動センター	千曲市大字磯部 1,406-1 TEL 026-276-1731	野球場・テニスコート		県民等	随時(3ヶ月前)	
中野勤労者 福祉センター	中野市三好町 1-4-27 TEL 0269-22-5354	会議室・音楽室・教養 室・和室・幼児室	最大 700 人 最小 10 人	県民等	随時(3ヶ月前)	
男女共同参 画センター (あいとぴあ)	岡谷市長地権現町 4-11-51 TEL 0266-22-5354	ホール・研修室・視聴 覚室・音楽室・生活技 術講習室(和室)	最大 500 人	県民	随時	

## ■ 景観

### 9-1 良好なまちなみ

私の住む町は、宿場町として面影が残るまちなみが残っています。しかし、地域の人はその価値に気付かず、まちなみと調和しない家へと建て直しをした家もあり、残念でしかたありません。この貴重な財産を活かして風情ある町並みと生きた町としてのコミュニティの共存は出来ないのでしょうか。

#### ● こういう制度があります。

国には、市町村と住民が協力して地区の住環境の整備改善を行う事業で、小公園・緑地などの街なみ整備をはじめ、地区のまちづくり協議会や住宅等の修景整備に対して助成される「街なみ環境整備事業」という事業があります。

現在、県内の多くの市町村で歴史的な景観等を活かしたまちづくりに活用されています。

街なみ環境整備事業（県 HP）

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jyuutaku/kentiku/keikan/machikan/matikantop.htm>

#### ◆ 「街なみ環境整備事業」実施地区

●長野市（善光寺周辺，松代，新町・里穂刈） ●松本市（中町，下町，お城東，中央東，歩いてみたい城下町，上波田） ●上田市（柳町紺屋町） ●須坂市（中央） ●小諸市（小諸宿周辺） ●大町市（大町中心市街地） ●塩尻市（奈良井，平沢） ●木曾町（福島宿周辺） ●下諏訪町（下諏訪門前）

#### ● 住宅の新築に補助金がもらえるのですか。

「街なみ環境整備事業」に係る整備計画について、国の確認等を受けた地区にあって、住宅等を修景する場合は、経費の一部について助成を受けることができます。補助の対象となるのは、住宅等の屋根や壁などの外観に係る経費です。

#### ● 必ず補助してくれるのですか。

まちづくり協定などにに基づき、地区の景観に配慮した修景であることが必要です。また、市町村によっては、補助金額に上限があったり、要望がたくさんの場合は不採択になることもあります。

#### ● どこに相談すればいいですか。

市町村のまちづくり担当課又は県建設部建築指導課へご相談ください。

#### ● 他にはありませんか。

「財団法人 まちづくり市民財団」が実施している、まちづくりに情熱を燃やし、それぞれの地域で思いを形にしていこうという人たちへの助成制度 (<http://home.interlink.or.jp/~machizkr/jyoseikin/index.htm>) などがあります。

## 9-2 棚田の保全

棚田を農山村固有の風景として維持していきたいと思いますが、県で保全活動のアドバイスや支援をしてくれませんか。

### ● こういう制度があります。

「農村保全リーダー育成事業」があります。

農村環境を保全し、農村の活性化を図ることを目的とした「長野県ふるさと農村活性化基金」を活用して、地域における保全活動のリーダーを育成をしようとするものです。棚田保全活動に関する研修会の開催やふるさと水と土指導員による棚田保全活動への助言及び指導を行っています。

また、「ふるさと農村活性化支援事業」があります。

棚田の保全活動や棚田地域と都市との交流活動を行う団体を支援する事業で、事業を実施するために直接必要な経費の2分の1以内まで補助されます。毎年3月頃、県農政部農地整備課のホームページで事業の要件や応募方法をご案内しています。

### ● ふるさと水と土指導員とは何ですか。

農村環境の保全などに関する専門的又は実践的知識を有し、先進的な活動を行っている方を「ふるさと水と土指導員」として委嘱しています。

「ふるさと水と土指導員」は、農村環境の保全活動などの地域住民活動への指導・助言等を行うことにより、農村環境の保全及び農村の活性化を推進しています。

### ● どこに相談すればいいの。

地方事務所農地整備課へご相談ください。



## ■商店街

### 10-1 中心市街地活性化

中心市街地の空洞化が深刻です。中心市街地活性化のための支援策についてどのようなものがありますか。

#### ● こういう制度があります。

中心市街地の活性化に向けた支援策は、国や中小企業基盤整備機構等により様々な支援策が用意されています。

ここでは、主に商店街振興組合や、商店街の事業協同組合などが、商店街活性化の方向付けに活用可能な事業を紹介します。

詳細は、支援機関又は県商工労働部経営支援課へお問い合わせください。

#### ● 商店街振興の主な支援事業（平成 23 年度）

名 称	内 容	対象者	支援機関
<b>中小商業活力向上事業</b>  商店街の活性化のために実施する事業を支援します。	商店街が実施する施設整備や活性化のためのソフト事業に要する経費に対して補助を行います。 <b>【補助率等】</b> ●補助率 1/2 又は 1/3 ●補助金下限 100 万円	商店街振興組合  商店街の事業協同組合等	中小企業庁 (関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室)
<b>高齢買物弱者支援モデル事業</b>  商店街等における高齢者を顧客とする新たなビジネスモデルの創出を支援します。	高齢者の買物環境の改善のための事業の実証を委託して実施します。 <b>【委託料】</b> ●委託料上限 100 万円	商店街振興組合  商店街の事業協同組合等	県商工労働部 経営支援課

<p><b>商業活性化 アドバイザー 派遣事業</b></p> <p>商店街の活性化のための計画策定等を支援するため、専門家を派遣します。</p>	<p>商店街の活性化のための計画の策定等を支援するため、中小企業診断士、建築士等、独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録したアドバイザーを派遣します。</p> <p>【支援方法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 派遣期間は最長 25 人／日（年間派遣回数 5 回まで）</li> <li>● 派遣期間が 3 人／日までは無料（5 人日を超える場合については、専門家謝金の一部（1 日当たり 12,700 円）負担が必要）</li> </ul>	<p>商店街振興組合</p> <p>商店街の事業協同組合等</p>	<p>独立行政法人 中小企業基盤整備機構</p> <p>次のいずれかの団体 経由で派遣を申し込む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県商店街振興組合連合会</li> <li>・ 県中小企業団体中央会</li> <li>・ 地域内の商工会・商工会議所 等</li> </ul>
<p><b>支援パートナー派遣事業</b></p> <p>商店街活性化法による事業計画の認定等を支援するため専門家を派遣します。</p>	<p>商店街活性化法による事業計画の認定と認定に必要な法人化を支援するための支援パートナーを派遣します。</p> <p>【支援方法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 派遣日数は最大 7 日（未法人化商店街は最大 10 日）</li> <li>● 原則として費用負担なし</li> </ul>	<p>商店街振興組合</p> <p>商店街の事業協同組合等</p>	<p>株式会社全国商店街支援センター</p>

●問合せ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 本部

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL 03-3433-8811（代表）

HP <http://www.smrj.go.jp/>

関東経済産業局流通・サービス産業課商業振興室

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

TEL 048-600-0318

HP <http://www.kanto.meti.go.jp/>

株式会社全国商店街支援センター

〒104-0043 東京都中央区湊1丁目6-11 八丁堀エスワンビル 4F

TEL 03-6228-3061

HP <http://www.syoutengai-shien.com/>

## ■地域発 元気づくり支援金

### 11-1 地域発 元気づくり支援金

長野県では、市町村や公共的団体が住民とともに行う地域づくり事業等に対し、支援金を交付しているようですが、これはどのような制度なのでしょうか。

#### ●交付対象者

- (1) 市町村、広域連合、一部事務組合
- (2) 公共的団体等（県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を行う団体）

#### ●交付対象事業

自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業のうち、次に掲げる事業

- (1) 地域協働の推進に関する事業
- (2) 保健、医療、福祉の充実に関する事業
- (3) 教育、文化の振興に関する事業
- (4) 安全・安心な地域づくりに関する事業
- (5) 環境保全、景観形成に関する事業
- (6) 産業振興、雇用拡大に関する事業
  - ア 特色ある観光地づくり
  - イ 農業の振興と農山村づくり
  - ウ 森林づくりと林業の振興
  - エ 商業の振興
  - オ その他地域の特色、個性を活かした産業振興、雇用拡大に資する事業
- (7) 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業
- (8) その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業

#### ●交付対象外事業

- (1) 長野県が交付する補助金等の交付対象事業
- (2) 国庫補助金等を受けた事業及び国・県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金、負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

#### ●交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、地方債、分担金・負担金、事業収入等の特定財源を控除した経費

### 【交付対象外経費】

- (1) 団体・施設の運営費や人件費
- (2) 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- (3) 地方債の償還に充当する費用
- (4) 調査研究及び計画作成に係る経費
- (5) 食糧費（ただし、一部事業に不可欠な場合を除く。）

### ●支援金の交付額

- (1) ハード事業 3分の2以内
- (2) ソフト事業 10分の10以内

### ●選定方法

- (1) 地域に設置する選定委員会の審査を経て、採択事業を決定
- (2) 選定委員会
  - ア 地方事務所長並びに市町村長、現地機関の長及び学識経験者で構成
  - イ 選定委員は、概ね5名程度
  - ウ 地域の「選定方針」を定め、選定に活用する。

### ●選定基準

- (1) 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること  
また、公益性の高い事業であること
- (2) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること  
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること
- (3) 事業の有効性が認められること  
(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)
- (4) (市町村の場合) 地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること  
(公共的団体の場合) 事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること
- (5) 事業の継続性、発展性が認められること  
(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)  
※なお、同一団体が、工夫や発展性を伴う同一内容の事業を複数年度にわたり実施する場合は、原則3年を限度として、補助対象とすることができる。
- (6) その他、地方事務所長が必要と認める基準を満たしていること

### ●事業評価及び公表

- (1) 事業主体自ら評価を実施し、地方事務所長に報告。また、公表に努める。
- (2) 地方事務所長は、全事業について事業結果を公表する。
- (3) 地方事務所長は、選定委員会に事業結果を報告する。  
また、選定委員会は、選定基準、選定方針に照らし、事業の評価を行うとともに、優良事例の選定を行う。

◆交付対象事業例◆

事業区分	対象事業例
地域協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域協働にもとづく道普請</li> <li>・ 地域づくり市民フォーラムの開催</li> </ul>
保健、医療、福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康講座の開催</li> <li>・ 障害児者、高齢者等を対象とした口腔ケア</li> <li>・ 子育て支援を行うためのネットワークづくり</li> </ul>
教育、文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統文化の保存・伝承事業</li> <li>・ 外国籍市民との交流事業</li> <li>・ 食育シンポジウムの開催</li> </ul>
安全・安心な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民支え合い災害マップの作成</li> <li>・ 救命救急講習会の開催</li> <li>・ 自主防災組織の活性化支援</li> </ul>
環境保全、景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹</li> <li>・ ホタルの飛び交う自然環境の再生事業</li> <li>・ 地域の貴重な財産を後世に残すための景観整備</li> </ul>
産業振興、雇用拡大 (観光) (農業) (林業) (商業) (その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成</li> <li>・ 遊休荒廃農地の復元事業、モンキードックの育成</li> <li>・ 間伐材を活用した木炭の生産支援、森林体験学習事業</li> <li>・ 商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市の開催</li> <li>・ 工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催</li> </ul>
市町村合併に伴う地域の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併地域における連携の推進と交流を深める事業</li> <li>・ 合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども会議の開催</li> <li>・ 結婚活動を支援するための出会いの機会の提供</li> <li>・ 市町村のイメージアップキャラクターを活用したイベントの開催</li> </ul>

※ 事業実施に当たってのポイントや、昨年度の優良事例等につきましては、「Ⅱ 地域発 元気づくり支援金について (39 ページ~)」をご覧ください。

なお、事業の詳細につきましては、県のホームページでもご覧いただけます。  
(<http://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/shichoson/genki/genkitop4.html>)

●市町村が実施している制度

県の支援制度以外にも、地域づくり団体等に対し市町村が独自に実施している制度 (32 ページ~35 ページ) があります。

## 市町村が地域づくり団体等を支援する総合補助金一覧

市町村が実施する、地域づくり団体や自治会等が地域の活性化等のために実施する事業に対する補助制度についてご紹介します。

なお、掲載した補助制度は、平成23年度に県内の市町村が実施している事業です。24年度以降の実施や事業の詳細につきましては、各市町村にご確認ください。

市町村名	名称	補助対象者	補助率	担当課・係	電話番号
長野市	ながのまちづくり活動支援事業補助金	5人以上でまちづくりを行う市民活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画・研究部門 10/10 (限度額：10万円)</li> <li>実践活動部門 (1事業当たり3回限り) <ul style="list-style-type: none"> <li>1回目：8/10 (限度額：100万円)</li> <li>2回目：6/10 (限度額：60万円)</li> <li>3回目：4/10 (限度額：40万円)</li> </ul> </li> </ul>	市民活動支援課	026-224-5033
松本市	松本市地域福祉計画推進事業補助金	地区町会連合会又は地区福祉計画を推進する団体	4/5 (限度額：30万円)	福祉計画課	0263-34-3227
上田市	上田市わがまち魅力アップ応援事業	自治会	10/10 (限度額：150万円)	市民参加・協働推進課	0268-22-4100
		5人以上でまちづくりを行う市民活動団体	10/10 (限度額：100万円)		
岡谷市	岡谷市輝くまち賑わい創出事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>【ハード】1/2以内 (3年を限度とする) (限度額：50万円)</li> <li>【ソフト】2/3以内 (2年を限度とする) (限度額：20万円)</li> </ul>	ブランド推進室 地域活性化担当	0266-23-4811
飯田市	地域づくりモデル活動支援事業、まちづくり応援事業助成金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり委員会：1/2以内 (限度額：50万円)</li> <li>単位自治会、公民館分館：7/10以内 (限度額：25万円)</li> <li>上記以外の一般団体：7/10以内 (限度額：25万円)</li> </ul>	地域づくり・庶務課 市民活動支援担当	0265-22-4511
小諸市	小諸市市民活動促進事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10 限度額 1回目：20万円 2回目：15万円	市民課 ふれあい交流係	0267-22-1700
伊那市	伊那市地域づくり活動支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1年目 10/10 (限度額：50万円) 2年目 1/2 (限度額：25万円) (2年目まで)	企画情報課 地域振興係	0265-78-4111
駒ヶ根市	協働のまちづくり支援補助制度	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10 (限度額：50万円) 原材料支援は40万円 市民団体設立支援は10万円)	企画財政課 企画振興係	0265-83-2111
中野市	中野市中心市街地まちづくり調査研究事業補助金	市長が特に認めた団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究費用：1/2以内 (限度額：30万円)</li> <li>調査研究の専門家派遣費用：10/10以内 (限度額：70万円)</li> </ul>	商工観光課 商業労政係	0269-22-2111
	中野市活性化推進イベント支援事業補助金	特定任意団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地に賑わいをもたらす催し物等に要する費用</li> <li>1/3以内 (限度額：50万円)</li> </ul>	商工観光課 商業労政係	
大町市	きらり輝く協働のまちづくり事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10 (限度額 花づくり活動の部20万円、 伝統文化の継承活動の部30万円、 地域づくり活動の部150万円)	庶務課 市民活動支援係	0261-22-0420
飯山市	飯山市輝く地域づくり支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	7/10以内 (限度額：50万円)	企画財政課 企画調整係	0269-62-3111
茅野市	茅野市公募・提案型補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2以内 (限度額：50万円)	企画課企画係	0266-72-2101
塩尻市	協働のまちづくり提案公募事業補助金	地域づくり団体 NPO法人	10/10以内 (限度額：20万円)	市民活動支援課	0263-53-3350
佐久市	佐久市まちづくり活動支援金	5人以上で構成される市民活動団体	1/2以内 (限度額：ハード事業100万円、ソフト事業50万円)	広報広聴課 市民活動係	0267-62-3075
千曲市	千曲市コミュニティ振興対策事業補助金	地域づくり団体 自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>【ハード】原則1/2～2/3以内</li> <li>【ソフト】原則1/2以内 (共に限度額は事業により異なる)</li> </ul>	企画課企画調整係	026-273-1111
東御市	東御市地域づくり活動補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2～10/10 (限度額：100万円)	市民課生活環境係	0268-64-5896

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
安曇野市	つながりひろがる地域づくり事業補助金	市民活動団体	1/2以内 (限度額：10万円)	まちづくり推進課 まちづくり推進担当	0263-71-2000
小海町	集落再生支援事業	自治会	限度額：100万円	総務課	0267-92-2525
南相木村	地区活動費	自治会	地区活動費A： 1世帯当たり3,800円 地区活動費B： 1世帯当たり9,500円	総務課総務係	0267-78-2121
北相木村	北相木村集落活性化交付金	自治会	10/10 (限度額：50万円)	総務企画課	0267-77-2111
軽井沢町	軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業補助金	住民5名以上で構成する団体（NPO法人含む）	1/2以内 (限度額：25万円)	企画課調整係	0267-45-8504
御代田町	御代田町まちづくり事業支援金	住民5名以上で構成する団体（NPO法人含む）	1/2以内 (限度額：20万円)	企画財政課企画係	0267-32-3111
立科町	立科町がんばる地域応援事業交付金	自治会 町内企業 町民10名以上の団体	1年目～3年目 75/100以内 (限度額：7万5千円) 4年目～6年目 50/100以内 (限度額：5万円)	町づくり推進課	0267-56-2311
長和町	長和町町民手づくり事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	6/10 (限度額：20万円)	企画財政課 まちづくり政策係	0268-68-3111
青木村	青木村村民活動支援事業補助金	地域づくり団体	限度額：1団体20万円以内	総務課総務企画係	0268-49-0111
下諏訪町	下諏訪力創造チャレンジ事業支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10以内 (限度額：原則100万円)	総務課企画係	0266-27-1111
富士見町	富士見町区及び集落組合振興補助金	自治会		総務課庶務人事係	0266-62-9322
原 村	おらほうのむらづくり事業	地域づくり団体 自治組織等	集落行動計画策定・推進：10/10以内（限度額：50万円×5ヶ年度） その他：3/4以内（限度額：100万円）	村づくり戦略推進室 村づくり係	0266-79-7922
辰野町	協働のまちづくり支援金事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	限度額：50万円	まちづくり政策課	0266-41-1111
箕輪町	地域総合活性化事業補助金（まちづくり住民提案事業）	地域づくり団体 NPO法人	限度額：原則20万円	総務課総務広報係	0265-79-3111
飯島町	飯島町協働のまちづくり推進事業補助金	自治組織 まちづくり団体等	1/2以内（備品購入費は1/4以内） (限度額：20万円)	総務課 まちづくり推進室	0265-86-3111
南箕輪村	南箕輪村地域活動支援事業補助金	地域づくり団体	1年目 2/3以内（限度額：30万円） 2年目以降1/2以内（限度額：20万円） (3年を限度とする)	総務課企画係	0265-72-2104
中川村	特色ある地域づくり事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	限度額：10万円（3年を限度とする）	振興課商工観光係	0265-88-3001
宮田村	地域づくり支援事業	地域づくり団体 自治会	10/10 (限度額：50万円)	総務課企画情報係	0265-85-3181
松川町	まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金	3人以上の住民等で構成される団体	【ソフト】3/4以内（限度額：30万円） 【ハード】1/2以内（限度額：50万円） (3年を限度とする)	総務課 まちづくり推進係	0265-36-7021
高森町	たかもりチャレンジ支援金	5人以上の住民で構成される団体	4/10～9/10以内	経営企画室	0265-35-9441
阿南町	まちづくり事業等支援要綱	地域づくり団体・自治会	7/10 (限度額：3年間で100万円 1年間30万円を限度として3年間)	総務課企画財政係	0260-22-2141
	集落コミュニティ振興交付金	集落区	10/10以内		

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
阿 智 村	村づくり委員会事業	5人以上の住民で構成される団体	10/10以内	協働活動推進課 協働活動係	0265-43-2220
	自治会活動支援金交付事業 (モデル事業分)	自治会	10/10以内		
根 羽 村	地域づくり支援金	区、洞 3人以上の住民で構成される団体	【ソフト】100%以内(限度額:50万円) 【ハード】70%以内(限度額:70万円)	総務課	0265-49-2111
下 條 村	地域づくり交付金	自治会	10/10 (限度額:12万~24万円)	総務課企画財政係	0260-27-2311
	地域づくり特別事業支援金	区、常会、各種団体等	1/2以内 (上限:20万円)		
天 龍 村	いきいき活動支援金	5人以上の住民で構成される団体	【ハード】2/3以内 【ソフト】10/10以内 【助成型】5万円以内	総務課 むらづくり推進係	0260-32-2001
泰 阜 村	地域活性化活動等助成金	地域づくり団体・自治会	・生活環境の整備:8/10 ・イベントの開催:5/10 (限度額:共に10万円)	総務課 村づくり振興係	0260-26-2111
喬 木 村	地域活性化創造支援金	地域づくり団体 自治会	【ハード】2/3 【ソフト】10/10 (限度額:共に100万円)	企画財政課	0265-33-5129
豊 丘 村	自らつくる地域づくり事業交付金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】8/10以内 【ソフト】10/10以内 (限度額:ハード200万円、ソフト50万円)	総務課企画財政係	0265-35-9050
大 鹿 村	大鹿村地域活性化事業補助金	自治会、組合、団体等	【ハード】2/3以内 【ソフト】10/10以内 (年間の予算限度額:100万円) 国、県補助事業に該当する事業の補助率は、補助対象経費の1/10以内	産業建設課農林係	0265-39-2001
上 松 町	上松町まちづくり交付金	地域自治組織	限度額:5万円	総務課 まちづくり推進室	0264-52-2001
南 木 曾 町	地域づくり支援事業補助金	地域振興協議会	10/10以内	総務課企画財政係	0264-57-2001
木 祖 村	地域づくり活性化補助金	自治会 地域自治協議会 地域づくり団体	10/10 (限度額:10万円)	総務課企画係	0264-36-2001
	木祖村建築資材支給事業	自治会 地域自治協議会 地域づくり団体	10/10 (限度額:10万円)		
	源気くん型地域産業活性化事業補助金	中小企業者及び小規模事業者等	3/4以内 (30万以上300万円以下)		
大 桑 村	地域景観整備事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2以内 (限度額:30万円)	総務課企画係	0264-55-3080
木 曾 町	木曾町まちづくり活動推進事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・一般分1/2(限度額:30万円) ・特認分10/10以内(限度額:50万円)	企画財政課	0264-22-4287
麻 績 村	麻績村むらづくり活動支援事業補助金	地域づくり団体 自治会	10/10以内(ただしハード事業は2/3以内)(限度額30万円)	村づくり推進課	0263-67-3001
山 形 村	山形村協働の村づくり推進事業補助金	地域づくり団体 自治会	10/10 (限度額:3万円)	総務課企画振興係	0263-98-3111
生 坂 村	生坂村絆づくり支援金	自治会 地域づくり団体	7/10以内 (限度額:30万円)	村づくり推進室	0263-69-3111
筑 北 村	筑北村協働事業支援金	自治会(区・常会) 地域づくり団体	10/10以内 (限度額:10万円)	村づくり推進室	0263-66-2211
池 田 町	池田町元気なまちづくり事業補助金	自治会 地域づくり団体 NPO法人	10/10 (限度額:30万円)	総務課 町づくり推進係	0261-62-3131
松 川 村	松川村地域づくり活動活性化支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・対象経費10万円以下の事業:10/10 (限度額:10万円) ・対象経費10万円を越える事業 1回目:10/10(限度額:100万円) 2回目:2/3(限度額:60万円) 3回目:1/3(限度額:40万円) (ともに3回を限度とする)	総務課政策企画係	0261-62-3111
白 馬 村	白馬村地域づくり事業補助金	自治会	1/3~2/3 (限度額:15万円)	総務課企画係	0261-72-5000

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
小 谷 村	小谷村集落起業事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】 10/10 (限度額：原則50万円) 【ソフト】 1/2 (限度額：原則15万円)	総務課企画財政係	0261-82-2001
坂 城 町	地域づくり活動支援事業	地域づくり団体 自治会	10/10以内 (限度額：自治会30万円、団体5万円)	企画政策課 まちづくり推進室	0268-82-3111
小 布 施 町	コミュニティ助成事業補助金	地域づくり団体 自治会	【ハード】 3/4以内 【ソフト】 1/2以内 (限度額：事業により異なる)	行政経営部門 総務グループ	026-247-3111
	まちづくり活動補助金	地域づくり団体	・1年目 3/4以内 (限度額：300万円) ・2年目 2/3以内 (限度額：300万円) ・3年目以降1/2以内 (限度額：100万円)		
高 山 村	自治会施設整備等補助金	自治会	1/3～3/5	総務課総務係	026-245-1100
飯 網 町	飯網町まちづくり活動支援事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・対象経費が5万円未満の事業 10/10以内 (限度額：4万円) ・対象経費が5万円以上20万円未満の事業 4/5以内 (限度額：10万円) ・対象経費が20万円以上の事業 1/2以内 (限度額：20万円)	企画財政課企画係	026-253-2511
小 川 村	小川村地域づくり活動支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・1年目：10/10 (限度額：30万円) ・2年目：7/10 (限度額：20万円) ・3年目：5/10 (限度額：15万円) (3年を限度とする)	総務課村づくり係	026-269-2323
山ノ内町	地域活性化事業支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・行政区、自治会9/10 (限度額：45万円) ・その他団体 7/10 (限度額：27万円)	総務課企画財政係	0269-33-3111
木 島 平 村	協働のむらづくり支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】 2/3以内 (限度額40万円) 【ソフト】 10/10以内 (限度額20万円)	総合政策課 企画財政係	0269-82-3111
野沢温泉村	野沢温泉村地域活性化支援事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・行政区 4/5以内 (限度額：30万円) ・団体 3/5以内 (限度額：20万円)	総務課企画財政係	0269-85-3111
栄 村	集落支援交付金	自治会	予算の範囲内で、各集落に人口割等により配分	総務課行政係	0269-87-3111



## ■その他

### 12-1 その他

他にも助成制度はありますか。

「地域づくり」に関連したお問い合わせの多い事例を挙げて助成制度の紹介をしましたが、民間等が助成主体となった制度もいろいろとありますので、平成23年度に実施している助成事業について紹介いたします。

なお、詳細については、助成団体に直接ご確認ください。

助成団体名	事業名	対象活動	ホームページ
郵便事業(株)	年賀寄附金配分事業	社会福祉の増進、文化財の保護、青少年の健全育成、スポーツ振興など10分野に係る活動	<a href="http://www.post.japanpost.jp/kifu/neng_a/about.html#03">http://www.post.japanpost.jp/kifu/neng_a/about.html#03</a>
(社)全日本冠婚葬祭互助協会	社会貢献基金	地域の種々の災害の救済、社会福祉事業、環境保全事業、国際協力など社会貢献活動、並びに社会貢献に資する調査・研究を目的とした事業	<a href="http://www.zengokyo.or.jp/social/index.html">http://www.zengokyo.or.jp/social/index.html</a>
愛・地球博開催地域社会貢献活動基金	あいちモリコロ基金助成	環境保全や保健・医療又は福祉の増進、まちづくりの推進など市民の自発的な社会貢献活動	<a href="http://www.morikorokikin.jp/index.html">http://www.morikorokikin.jp/index.html</a>
花王(株)	花王・コミュニティミュージアム・プログラム	博物館、美術館等広い概念での「ミュージアム」を拠点とした市民活動	<a href="http://www.kao.com/jp/corp_csr/social_activities_02_00.html">http://www.kao.com/jp/corp_csr/social_activities_02_00.html</a>
TOTO(株)	TOTO水環境基金	水と暮らしの関係を見直し、再生することをめざした創造的な取り組み	<a href="http://www.toto.co.jp/company/mizukikin/index.htm">http://www.toto.co.jp/company/mizukikin/index.htm</a>
大成建設(株)	大成建設自然・歴史環境基金	自然環境または歴史的建造物の保護及び活用に関する事業	<a href="http://www.taisei.co.jp/about_us/society/kikin/index.html">http://www.taisei.co.jp/about_us/society/kikin/index.html</a>
KDDI財団	社会的・文化的諸活動助成	情報通信技術を活用して社会に貢献する事業や、各国の人々とのコミュニケーション、相互理解を促進するような社会的・文化的な諸活動	<a href="http://www.kddi-foundation.or.jp/support/social/">http://www.kddi-foundation.or.jp/support/social/</a>
公益財団法人三井住友海上文化財団	文化の国際交流活動に対する助成	地域における文化振興のため、音楽・郷土芸能の分野での有意義な国際交流活動	<a href="http://www.ms-ins.com/cultural/assist/index.html">http://www.ms-ins.com/cultural/assist/index.html</a>

上記以外にもいろいろな助成事業があります。

民間助成金ガイド (<http://www.jfc.or.jp/search/guide.html>) から分野別検索などができますのでご活用ください。

## ■その他

### 12-2 地域づくり団体の交流

私の所属している地域づくり団体が、今後さらに活動の幅を広げていくため、県内で活動している他の団体と情報交換やネットワークづくりをしたいのですが。

#### ●こういう団体があります。

「地域づくりネットワーク長野県協議会」があります。

県内の地域づくり団体相互の交流を推進し、自主的・主体的な地域づくりの取組を促進することを目的とした団体で、愛称を「やまびこネットワーク」といいます。

主な活動として、年に1度、全県の加入団体が一堂に会する「やまびこフォーラム」、県内10地域の支部ごとに研修・交流を行う「支部活動」の2つがあります。

また、県協議会に加入すると、全国組織である「地域づくり団体全国協議会」に登録することができます。

#### ●どこに相談すればいいの。

県総務部市町村課及び地方事務所地域政策課内にある支部事務局へご相談ください。

#### ●加入するにはどのようにすればいいの。

各支部の事務局（地方事務所地域政策課内）に加入の申込書を提出してください。

本部事務局（県総務部市町村課）で受付した後、やまびこネットワークの概要資料・全国協議会への申込書・年会費の納付書をお送りします。

#### ●会費がかかりますか。

年会費2,000円が必要になります。（全国協議会への登録には費用はかかりません。）

#### ●加入するとどのような特典があるの。

やまびこフォーラムや支部活動を通じて、他団体とのネットワークづくりができるほか、全国協議会の主催する研修会等の参加に当たり、助成が受けられます。

また、全国協議会に登録した団体は、（財）地域活性化センターから研修会の開催に当たっての助成金や情報誌による情報提供を受けることができます。

詳しい活動内容や加入手続きなどについては、地域づくりネットワーク長野県協議会のHPをご覧ください。

地域づくりネットワーク長野県協議会HP：<http://zuku.umic.jp/hp/ynet/>

## ■その他

### 12-3 表彰制度

私たちの活動を表彰してくれる制度はありますか。

国や財団法人等が行っている地域づくりに関する表彰制度として、以下の制度があります。

#### ●表彰制度一覧

制度名	表彰目的	表彰対象者	問い合わせ先
地域づくり総務大臣表彰 【総務省】	地域をより良くしようと頑張る団体、個人等を表彰することにより、地域づくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的とする。	①民間団体等 (公益法人、NPO、ボランティア団体等) ②地方自治体 (地域自治区、一部事務組合、広域連合) ③個人	県総務部 市町村課
過疎地域自立活性化優良事例表彰 【総務省】	創意工夫をもって過疎地域の活性化に取り組み、優れた成果を上げ、過疎対策の先進的・モデル的事例としてふさわしい団体を表彰することにより、地域の自立と風格の醸成を目指した過疎地域の活性化の取り組みの奨励を図ることを目的とする。	①過疎地域市町村 ②構成市町村の1/2以上が過疎地域市町村である一部事務組合、広域連合、協議会等 ③過疎地域内の個人、団体等	県総務部 市町村課
防災まちづくり大賞 【総務省消防庁】	地方公共団体や自主防災組織等における防災や住宅防火に関する優れた取り組み、工夫、アイデア等、幅広い視点からの効果的な取り組みを推奨し、地方公共団体等における災害に強い、安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的とする。	防災対策に関わる防災組織、団体、個人等	県危機管理部 危機管理防災課
地域づくり表彰 【国土交通省】	創意と工夫を活かした優れた自主的活動で、広域的な地域づくりを通して、地域の活性化に顕著な功績があった優良事例を表彰することにより、地域間の連携と交流によって地域の個性ある自立を広範囲にわたり促進し、地域づくりの奨励を図ることを目的とする。	地域づくり活動を行う団体、個人等	県総務部 市町村課
ふるさとイベント大賞 【(財)地域活性化センター】	全国各地で数多く開催されている地域の活力を生み出すイベントを表彰し、全国に向けて紹介することで「ふるさとイベント」の更なる発展を応援することを目的とする。	県、市町村、団体等	県総務部 市町村課